

情報発信力向上のためのコミュニティ放送の活用

松本地方事務所

1 提案の趣旨

県の現行の広報媒体に加えて、地域密着型の放送メディアである「コミュニティ放送（コミュニティFM）」を活用し、県政情報又は地域情報を継続的かつきめ細かに発信することにより、県民への情報伝達経路（チャンネル）の拡充を図り、県民が一層親しみを感ずる県政の推進及び県の情報発信力の向上を図る。

2 現状・問題点等

(1) 現行の県広報事業について

ラジオ広報番組及びラジオスポットは、県域メディアであるSBC及びFM長野の2局を対象としている。

(2) コミュニティ放送の現状と特徴について

○平成24年以降、中信地域に2局が開設し、県内8局となっている。（【参考1】参照）

○コミュニティ放送は、地域に密着した情報の提供が特徴。現地機関が地域の状況を加味しながら県政情報を発信するのに適している。

平成25年度に当所が独自に「しあわせ信州創造プラン」の紹介をコミュニティ放送で行った際、放送局から「地域に密着したコミュニティ放送で県政の情報を発信することは、県の仕事をより身近に感じてもらえるいい機会ではないか。」という感想をいただいた。

○番組出演も簡単な打合せのみで行えるという簡便性、迅速性があり、かつ、本格的な番組制作（取材、編集等）にも対応可能であるため、現地機関職員が日常業務の中で手軽に活用することができる。

⇒ 県内のコミュニティ放送は、県民に県政情報を伝える経路を増やし、県域メディアとあわせて、県政への理解や関心を高めるための新たな広報媒体の一つとして活用できる。

(3) 経費について

当所では平成25年度から、以下の形態により、コミュニティ放送を活用した情報発信の取組を行っている。（【参考2】参照）

① 日常的な情報提供を、2局の協力により無償で放送

② 地域情報を発信する番組を、有償で制作・放送

所長総合調整推進費を活用した（252千円）が、当該事業費は基本的には臨時的・緊急的な事業が対象であるため、今後も継続的、経常的に実施していくことは困難である。



3 事業内容及び事業費

<その1> 地域版ラジオスポット

地方事務所が行うコミュニティ放送局への情報提供に、広報県民課が県域ラジオ局で実施しているラジオスポット（SBC：週4回、FM長野：週2回）の情報を取り入れる。

- 方法**
- ① 広報県民課がスポットの原稿等を地方事務所に送付
 - ② 関係現地機関が地域の状況を踏まえてアレンジ
 - ③ 放送局に情報提供（放送依頼）

経費概算 無償（随時、情報提供を行う形で実施）

<その2> 地域版ラジオ県政情報番組

地域振興・地域づくりに関する情報や県施策・事業の紹介等県政への理解・関心を高める情報を内容とする県政情報番組を毎月放送する。

- 方法**
- ① 1回10分程度の県政情報コーナー（生放送番組）に月2回現地機関の職員が出演
 - ② ①のほか年4回は、1回15分程度の特集番組を現地取材をもとに制作する。同時に、制作した番組の音源を地方事務所ホームページに登録し、いつでも聴取できるようにする。

- 番組内容**
- 地域情報（観光・イベント、元気づくり支援金の優良事例、集落「再熱」、実施モデル地区の取組状況、地域おこし協力隊員レポートなど）
 - 県政の話題、県施策・事業のPR（信州 山の日、信州 F・POWER プロジェクト、信州まつもと空港・JR 篠ノ井線等利用促進、特殊詐欺被害防止、災害への備え、新年度予算など）

- 経費概算**
- 県内8局
 $\{(①25,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月}) + (②65,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 回})\} \times 1.08 \times 8 \text{ 局} \doteq 4,839 \text{ 千円}$
 - 松本地域でモデル的に実施（他地域へは各地域の意向を踏まえて拡充検討）
 $\{(①25,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月}) + (②65,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 回})\} \times 1.08 \times 2 \text{ 局} \doteq 1,210 \text{ 千円}$

（参考）H26 当初予算の広報事業費（広報県民課）

* ラジオ広報番組制作放送委託料：46,180 千円（民放2局で各局週1回放送）

* ラジオスポット：3,189 千円（AM放送週4回、FM放送週2回）

4 成果目標

コミュニティ放送を活用して地域・県政情報をきめ細かに発信し、県政をより身近なものとするとともに、現場での取材を通じて職員の情報発信力の向上に寄与する。

【参考1】コミュニティ放送について

(1) コミュニティ放送(コミュニティFM)とは・・・

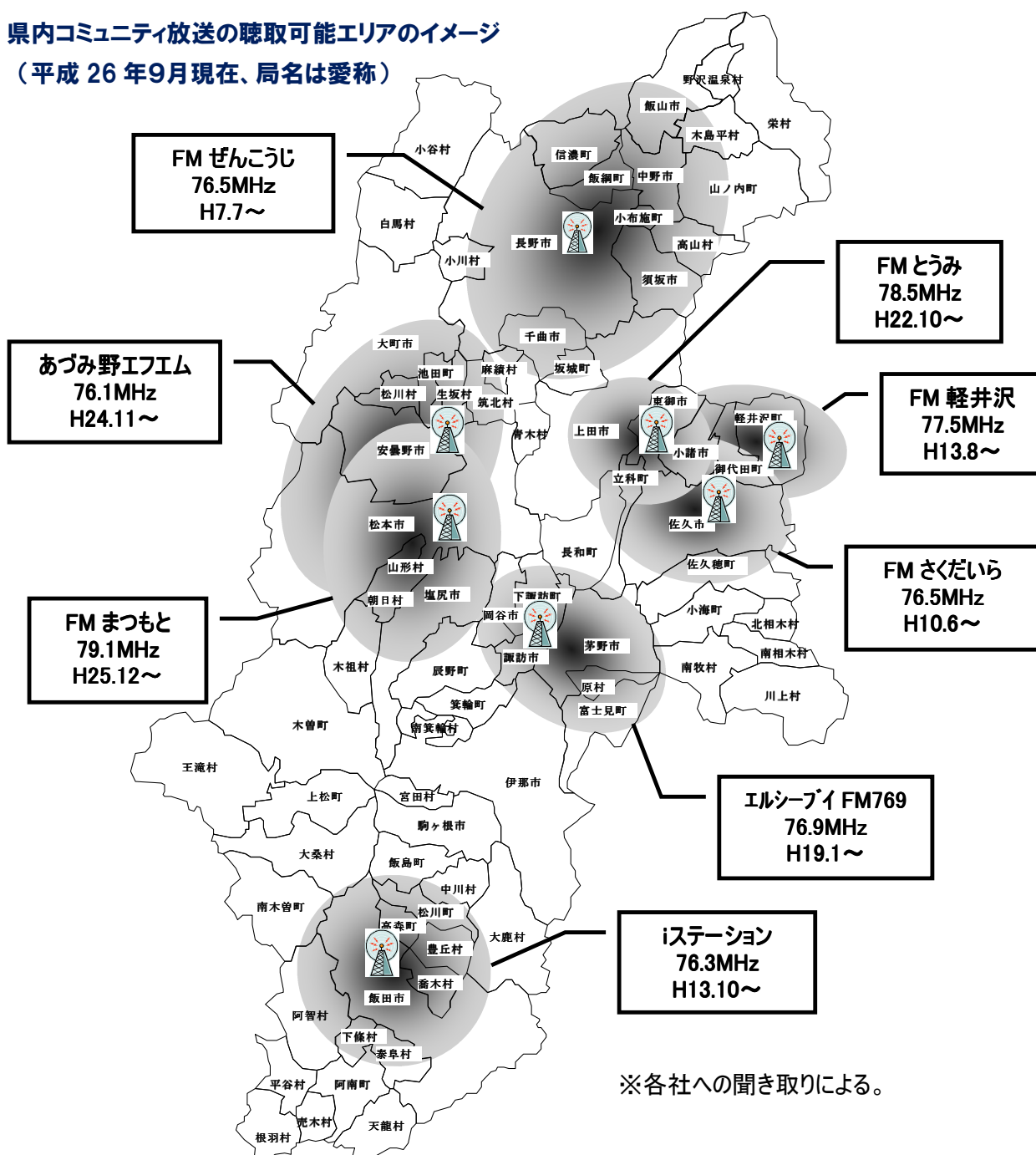
- 市町村の一部の区域（隣接市町村を含む。）において、地域に密着した情報を提供する超短波（FM）放送局として、平成4年1月に制度化された。（H26.7現在、全国で284局開設）
- 地域の特色を生かした番組や緊急を要する情報等きめ細かな情報の発信により、地域の振興その他公共の福祉の増進に寄与することを目的とするもの。
- 放送エリアが従来の広域又は県域放送より狭く、「地域密着」、「市民参加」、「防災・災害時の放送」が特徴と言われている。

(2) 県内のコミュニティ放送の状況

- 県内8局のコミュニティ放送では、独自の番組編成の中で、地元市町村の行政情報を含め、地域に密着した情報を放送している。
- 最近では、FM波のほか、インターネットで放送を配信し、パソコンやスマートフォンで聴取できるサービスもある。

■ 県内コミュニティ放送の聴取可能エリアのイメージ

（平成26年9月現在、局名は愛称）



【参考2】松本地方事務所における最近の取組について

松本地方事務所では、平成 25 年度から、管内の「あづみ野エフエム放送」(H24.11 開局)、「エフエムまつもと」(H25.12 開局)を活用した情報発信の取組を実施している。

■ 松本地方事務所におけるコミュニティ放送を活用した放送実績(平成 25 年度～26 年度)

時 期	テーマ	放送局	形 態 (内 容)	経 費
H25.7	参院選啓発	あづみ野FM	スポットCM(27 回)	選挙啓発費
H25.12 (あづみ野) H26.2 (まつもと)	しあわせ信州創造 プランの紹介(3回 シリーズ)	あづみ野FM FMまつもと	職員が生放送番組に出演	無償
H26.3	北部 3 村の 魅力 発信番組	あづみ野FM FMまつもと	番組制作・放送 ※麻績村、生坂村、筑北村対象	所長総合 調整推進費
<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> <p>題 名 『遊びに来てよし! 住んでよし! 暮らして最高! 住みたいふるさと発見レポート!!』</p> <p>趣 旨 共通の課題を抱える松本地域北部 3 村(麻績村、生坂村、筑北村)の地域の魅力を、地元コミュニティ放送を活用して、周辺の市部地域に向けて発信する試みを行った。</p> <p>内 容 1 回 15 分の番組を管内 2 局で放送した。 ◇村のおすすめスポットの紹介 ◇移住者インタビュー ◇村の施策(子育て支援・住宅等)の紹介 ◇村長から一言PR ※この音源を地方事務所ホームページにも登録し、随時聴取できるようにした。</p> <p>回 数 3 村合計 12 回放送</p> <p>経 費 252 千円</p> </div>				
H26.3	山火事防止	FMまつもと	生放送番組への情報提供	無償
H26.7	信州 山の日PR	あづみ野FM	生放送番組への情報提供	森林づくり 推進事業費
H26.7～8	県知事選啓発	あづみ野FM FMまつもと	スポットCM(2局計 79 回)	選挙啓発費
H26.8	県知事選啓発	あづみ野FM FMまつもと	職員が生放送番組に出演	無償
H26.8	・信州山の日行事 ・台風に備えて	あづみ野FM	職員が生放送番組に出演	無償
H26.10 (予定)	南部 2 村の 魅力 発信番組	あづみ野FM FMまつもと	検討中 ※山形村、朝日村対象	検討中
H26.10、11 (予定)	森林税のPR	あづみ野FM	番組制作・放送	森林づくり 推進事業費

(注)上記のほか、管内現地機関へも呼びかけ、活用を促している。

<活用事例> 松本保健福祉事務所(迷い犬情報等)、松本消費生活センター(特殊詐欺・悪質商法等)、松本建設事務所(道路工事情報)など

農業用水路を利用した小水力発電支援事業

松本地方事務所

1 提案の趣旨

- 松本管内には、農業用水路を利用した小水力発電候補地が多数あり、農業用水路等に係る維持管理費を軽減するため、小水力発電導入を検討する土地改良区が増えている。
- 発電候補地の現場条件は多様であり、ベストマッチする発電計画の選定は難しい。
- 現在、県内でも多くの具体的な発電希望がある松本管内をモデル地域として、発電計画を公募により評価・選定し、事業化に誘導するとともに、「優良事例」を発信することにより、全県における小水力発電の普及を図っていく。

[第2期長野県食と農業農村振興計画：H29 目標] 農業用水を利用した小水力発電設備容量 2,200kW

2 現状と課題

現 状 県では、農業用水路を利用した小水力発電の候補地として可能性のある場所を調査し、平成26年7月に公表した。その結果、松本管内は36カ所と県下でも諏訪に次いで多い地域となっている。

区 分	県全体		地事別の箇所数								
	箇所数	推定発電出力	佐久	上小	諏訪	上伊	下伊	松本	北安	長野	北信
10～50kW未満	65箇所	1,677kW	13	7	14	7	3	14	3		4
50～200kW未満	66箇所	7,718kW	2	5	18	11		11	13	3	3
200～500kW未満	21箇所	7,168kW			8	2		8	3		
500kW以上	12箇所	9,164kW	1		6	1		3			1
合 計	164箇所	25,727kW	16	12	46	21	3	36	19	3	8

課 題 次の理由から、小水力発電の導入を希望する土地改良区は、希望地に最適な小水力発電機器の選定等に苦慮している。

- ① 小水力発電は、一般的に有効落差と使用水量により水車形式が選定されるが、その選定範囲は重複しており、また、近年多くの企業が参入し、製造される発電機器が増え、最適な発電機器が特定できない状況にある。⇒[参考]参照
- ② 「農業用水路の現場条件」は多種多様であり、それに対し、「発電機器に求められる要件」も多数あることから、最適な組み合わせを選択するためのマニュアル化は困難である。

《農業用水路の現場条件》

(1) 季節毎の流量[水位・流速] (2) 有効落差 (3) ゴミ等管理上の制約 (4) 用地条件 等

《発電機器に求められる要件》

(1) 安価な建設費と維持管理費用 (2) 多くの売電収益[発電電力量] (3) 長期信頼性

(4) 簡易なメンテナンス性 (5) 環境[水質や騒音等]への低負荷 等

全県に小水力発電を普及させるためには、上記の課題を解決し、松本地域から評価手法と優良事例を発信することが必要。

3 事業内容

○評価委員会の設置と審査

(評価委員会想定メンバー) 計6名

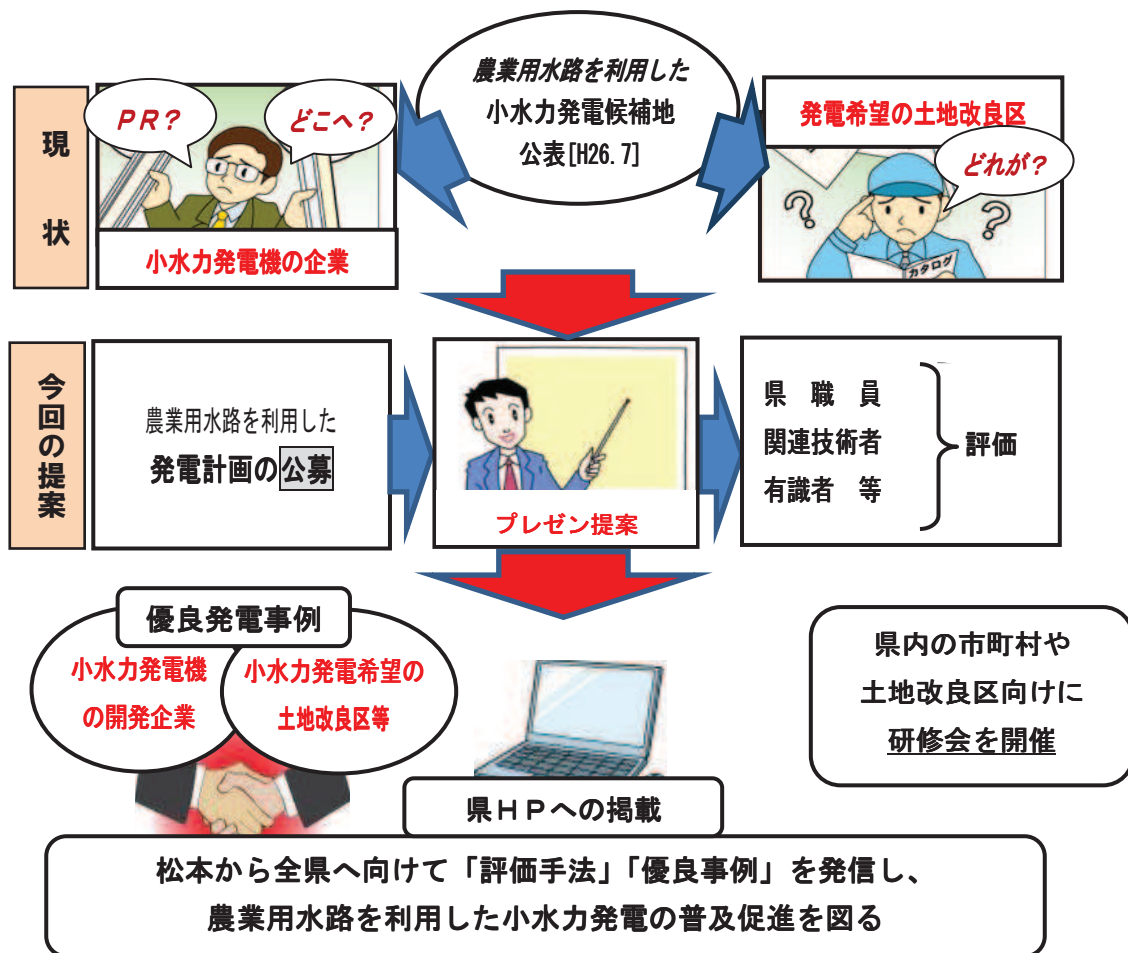
農地整備課職員2名(本庁・現地)、長土連2名

関連技術者1名((社)小水力開発支援協会派遣職員等)、有識者1名(大学教授等)

- (1)現場条件や土地改良区の希望に合致する評価基準を作成
- (2)小水力発電計画を企業から公募し、プレゼンテーションを受け、内容を審査
- (3)審査結果を土地改良区に提供し、補助事業等を活用した事業化に誘導

○評価手法や優良事例の全県への普及

- (1)評価委員会における検討内容や結果を公表
- (2)小水力発電機器や優良事例の紹介
- (3)研修会の開催により、関係者の小水力発電に対する資質向上を図る



4 成果目標

- 松本管内において平成29年度までに500kW程度の小水力発電設備容量を目指す。
- 評価手法や優良事例を全県に発信することにより、小水力発電の普及促進を加速化する。

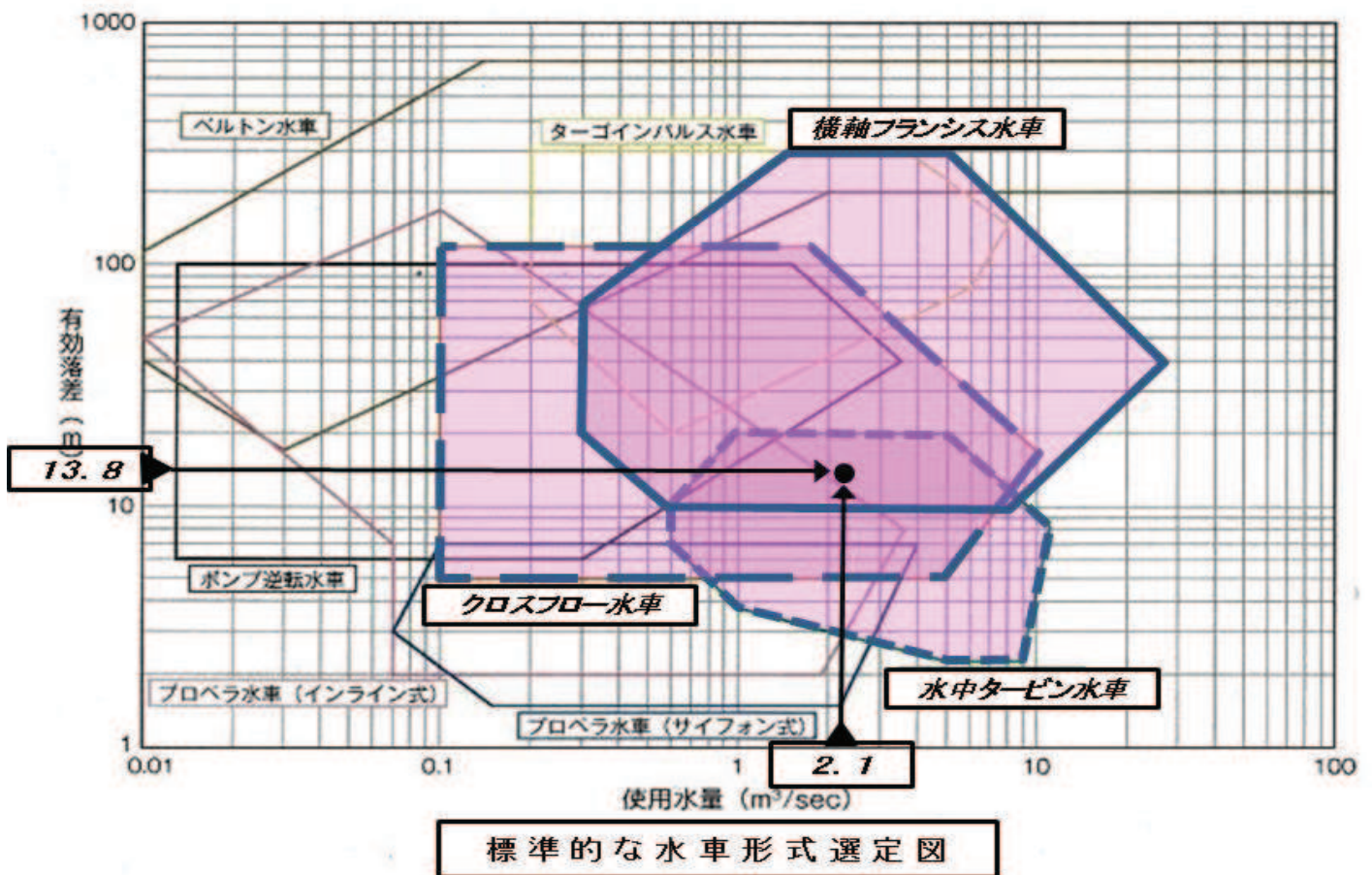
[参 考]

【A土地改良区管理の農業用水路】

水路延長	320 m
最大使用流量	2.1 m ³ /s
有効落差	13.8 m
最大出力	204 kW
年間発電電力量	710 MWh



φ1000 水圧管路に取水、320m 下流で発電した後、再び放流



出典：NEDO 再生可能エネルギー技術白書